

令和5年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

令和6年2月7日

2月7日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	5番	鈴	木	健	夫	
6番	山	田	宏	一	7番	栗	山	雅	幸	
8番	石	橋	清	勝	9番	平	川	君	子	
10番	寺	島	美	幸	11番	海	老	澤	武	
12番	飯	森		孝	13番	高	松	多	可	史
14番	片	野	壽	夫	15番	富	澤	克	彦	
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鶴	澤	幹	司	
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛	

1. 欠席委員 1名

4番 芹 川 幹

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志
農地班長 越 川 泰 克
主 査 圓 藤 大 輔

管理班長 鴫 田 静 子
主 査 岡 善 子

開会 午後 3時00分

議 長 これより総会を開会したいと思います。

本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名でございます。欠席委員は、4番 芹川 幹委員でございます。したがって、委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立をしております。

◎開 会

議 長 ただいまから令和5年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、6番 山田宏一委員、14番 片野壽夫委員の2名をご指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは1ページから6ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、3番、5番は、譲受人が自作地または自宅に隣接して耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番は、譲受人が父親から贈与を受けるものです。

整理番号4番は、譲受人が新規就農するに当たり使用貸借権の設定をするものです。

整理番号6番は、父親が農業者年金を受給中のため使用貸借権の再設定をするものです。

以上、6件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 去る1月26日金曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細については、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、2番 成毛和弘委員。

2番成毛委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明いたします。なお、郡推進委員さんには電話にて連絡してあります。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の隣接地で、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、4番 芹川 幹委員でございますが、本日欠席のため事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 事務局より代読させていただきます。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が高齢のため、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号3番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号の3番について、説明させていただきます。

整理番号3番について、鈴木 清推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、11番 海老澤 武委員。

11番海老澤委員 整理番号4番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が農業経営を始めるに当たり、耕作地に使用貸借権の設定を行うものであります。

申請地は、譲受人が約3年前から、譲渡人の〇〇〇の営農指導を受けながら既に耕作を

しております。このことから、権利設定後も農地の良好な維持管理が行われると思います。
したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。
以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号5番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6番菅谷委員 整理番号5番について、宇井 優推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、遠隔地に居住しており農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人が購入した物件と隣接しており、通作に支障がないことから、所有権移転後も、家庭菜園としての農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号6番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の再設定を行うものです。したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

転用の目的別に議案の概要を説明します。

議案書のページは7ページから16ページで、整理番号は1番から22番です。

整理番号1番から16番及び整理番号18番から22番は、土採取事業の期間延長に伴う一時転用期間の更新申請です。

整理番号17番は、当初、事業計画者が建売分譲住宅用地として利用する計画でしたが、資金難により事業規模を縮小したため、承継者により事業計画を変更するものです。

なお、本案件は議案第4号整理番号6番の関連案件になります。

以上、22件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更の案件は22件であります。

写真及び書類等で審査した結果、農地法第5条計画変更許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番から16番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

なお、次の整理番号2番から16番までは本件と同一事業ですので、一括して説明します。

〇〇〇〇〇方面に〇キロ進みました先の〇側になります。

本件の譲受人は、〇〇市で土採取事業などを営む法人で、申請地において、令和〇年〇月〇日まで土採取用地としての一時転用許可を受けておりますが、土採取事業の期間延長により、一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、そのほかは当初許可を受けた内容に変更はなく、周囲の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、承認相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 次に、日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

転用の目的別に議案の概要を説明します。

議案書のページは17ページで、整理番号は1番及び2番です。

整理番号1番、転用目的は宅地分譲用地です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種

農地です。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のIと判断しました。

以上、2件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、2件であります。

写真及び書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇線を〇〇方向に向かうと〇〇〇のある〇〇の先に〇〇〇〇〇〇があります。その〇〇側にある〇〇の〇〇〇の中になります。

譲受人は、〇内に〇〇のある不動産などを営む法人ですが、周辺の住環境が整っており、宅地としての需要が見込める申請地に宅地分譲地を2区画造成するものです。申請地では、埋立て等の造成は行わず、進入路を舗装する予定です。排水は、雨水のみで敷地内で浸透させます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、17番 鶴澤幹司委員。

1 7番鶴澤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より南の方面に向かっていただきまして〇〇メートル行ったところを〇折、また〇〇メートルくらい行ったところを〇折で、〇メ

ートル行った先の〇〇〇〇〇となります。

譲受人は、〇〇市に住む会社員で、現在はアパート住まいですが、夫の両親の介護が必要になったため、申請地で専用住宅を建築する計画をしたものです。申請地では、切土や盛土等の造成は行わず、整地のみを行う予定です。排水についてですが、雨水は浸透枡にて敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理した後、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

転用の目的別に議案の概要を説明します。

議案書のページは18ページから20ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、4番、7番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移

転です。

申請地の農地区分は、整理番号1番及び7番が農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断、整理番号4番も駅から500メートル以内の区域にある農地のため、第2種農地と判断しました。

整理番号2番、3番、転用目的は営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、第1種農地不許可例外事由のDと判断しました。

整理番号5番、転用目的は農業用作業場及び車両置場で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

整理番号6番、議案第2号整理番号17番の関連案件です。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

以上、7件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は7件であります。

写真及び書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、現地調査を寺嶋推進委員さんで行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇線、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ここから〇〇市方面、〇〇方面へ〇〇キロほど進んだ〇側に入ったところです。

排水については、雨水を敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置にて敷地内に処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番について、14番 片野壽夫委員。

14番片野委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

本件は、議案第2号、整理番号17番の同じ場所の関連案件となります。

譲受人は、〇〇から香取市に引っ越しをして、現在アパートで暮らしていますが、香取市に移住するために、申請地に専用住宅を建築するものであります。申請地では、埋立て等はいりません。排水についてですが、雨水は敷地内で浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内で処理します。また、隣接する農地との境界にはコンクリートブロックフェンスを設置し、土砂等流出を防止いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号7番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号7番について、代読いたします。

現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇〇〇へ約〇キロ行ったところの〇側でございます。

譲受人は、〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、広がり無い小規模な農地を有効活用し、周辺の山林と一体で太陽光発電施設を設置し、安定した収入を得るものでございます。申請地では、切土や盛土を行わず、整地のみを行います。排水は、雨水のみで敷地内にて浸透処理をいたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは21ページから98ページで、整理番号は1番から114番です。

利用集積計画の概要については、附属資料のとおりです。

以上の114件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年
法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい
ると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参
与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号、整理番号4番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号4番については、原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号、整理番号7番、44番、65番、92番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号7番、44番、65番、92番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号7番、44番、65番、92番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号4番、7番、44番、65番、92番を除く109件について審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号4番、7番、44番、65番、92番を除く109件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号4番、7番、44番、65番、92

番を除く109件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は48件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。

下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和6年2月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は6件です。

以上、報告を終わります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこちらをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時50分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人